## 塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例施行規則

平成20年3月26日 規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例(平成20年塩尻市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機等の設置の届出書等)

- 第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、塩尻市自動販売機等設置届出書(様式第 1号)によるものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図及び配置図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類
- (4) 自動販売機等管理者の住民票の写し
- (5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類
- 3 条例第7条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、塩尻市自動販売機等届出事項変更・廃止届出書(様式第2号)によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 自動販売業者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号)の変更 前項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号)の変更前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類
- (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類
- 4 条例第7条第4項の規定による表示は、塩尻市自動販売機等届出済証(様式第3号) によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

- 第3条 条例第7条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。
- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売業者から一切の権限を付与されていること。

- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。 (有害図書類の基準)
- 第4条 条例第8条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに 該当するものであることとする。
- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥 心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
- (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
- (3) せりふ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを 与えるもの
- (4) その他表現又は描写が前3号に掲げる基準に該当するものと同程度に青少年の性的 感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該 当するものであることとする。
- (1) 暴力をことさら讃美するような表現をし、又は描写をしているもの
- (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体 的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ 刺激的に表現し、又は描写しているもの
- (4) その他表現又は描写が前3号に掲げる基準に該当するものと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの (有害図書類とする図書類の内容)
- 第5条 条例第8条第3項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、 次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、 ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。
- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア 大たい部を開いた姿態
  - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
  - ウ 男女間の愛ぶの姿態
  - エ 自慰の姿態
  - オ 排せつの姿態
  - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
  - ア 性交又はこれを連想させる行為
  - イ 強姦その他のりょう辱行為
  - ウ 同性間の行為

- エ 変態性欲に基づく行為
- 2 条例第8条第3項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(指定の公示)

第6条 条例第8条第2項及び第9条第2項の規定による指定の公示は、塩尻市公告式条例(昭和34年塩尻市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(有害がん具類とするがん具類の内容)

- 第7条 条例第9条第3項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。) (立入調査員の指定)
- 第8条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、こども教育部、塩尻市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員のうちから行うものとする。

(立入調査員証)

第9条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4号)によるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。